

令和2年6月5日

湯梨浜町立各小中学校

保護者様

湯梨浜町教育委員会

教育長 山田 直樹

新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言解除を受けた
湯梨浜町立小中学校の対応について（お願い）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る湯梨浜町立各学校の対応につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、政府による新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月25日に全都道府県に対して解除されました。しかし、感染リスクがなくなったわけではありません。引き続き、感染防止に努めていくことが大切だとされています。

湯梨浜町立小中学校において、当面の間、引き続き

- ・手洗いや咳エチケットの励行
- ・3密（密集、密閉、密接）の可能な限りの防止
- ・換気の励行（エアコンを作動している場合も定期的に窓を開ける）
- ・共用部分の毎日の消毒
- ・スクールバス等でのマスクの着用の徹底、換気、手指の消毒

等の新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組んでいくこととしています。

保護者の皆様には、引き続き、お子様のマスクの着用、毎朝の検温、体調の悪い場合や発熱の場合には学校を休ませる、手洗いや咳エチケットの励行、3密を避ける行動の指導等に取り組んでいただきますようお願いいたします。併せて、万一、お子様はもとよりご家族が新型コロナウイルスに感染されたり、濃厚接触者と特定されたりした場合には、これまでと同様に学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

湯梨浜町教育委員会として、今後とも国及び鳥取県の動向等を注視しながら町立各小中学校の対応を行ってまいります。裏面に、5月22日に文部科学省から示された衛生管理マニュアルの概要を記載していますので、ご確認ください。

鳥取県から、県民皆様に下のお願いが出されていますので、ご留意ください。

- ・感染防止（人と人との適切な距離の確保、咳エチケットや手洗い、「三つの密」を避ける）
に、しっかりと取り組みましょう
- ・外出はかまいません。鳥取県（湯梨浜町）の自然や星空を活かして、屋内だけでなく屋外も楽しみ、県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう
- ・6月1日以降の県外との往来について、6月18日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要不急の往来はお控えください。ほかの地域との往来は差し支えありませんが、行先の府県が出す情報などに十分注意し感染予防を心がけましょう。
観光のための往来は、島根県との往来を除き、6月18日までは、お控えください。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する生活管理マニュアル

学校の新しい生活様式へ (5月22日 文部科学省)

■ 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症と共に生きていいく社会を前提とし、学校において「3つの密の回避」、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」等、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及び拡大リスクを可能な限り低減しつつ教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障

● 地域ごとの行動基準

レベル3：特定警戒都道府県に相当する感染状況にある地域 レベル2：感染拡大注意都道府県に相当する地域
レベル1：レベル2の基準に達していない地域

地域感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m確保 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短期間での活動に限定
レベル2		リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1 (鳥取県)	1mを目標内に最大限の間隔を取ること	十分な感染症対策を行った上で実施	

学校における対策

<基本的な感染症対策>

- ①感染源を断つ（健康状態の把握）
- ②感染経路を断つ（マスクの着用、こまめな手洗い、消毒）
- ③抵抗力を高める（十分な睡眠、適度な運動、バランの取れた食事）

<3つの密の回避>

- ①密閉の回避（エアコン使用時を含め換気を徹底）
- ②密集の回避（身体的距離の確保）
- ③密接への対応（体育の授業を除き原則マスク着用）

※「密集回避」：レベル1の座席例（40人クラス）



具体的な活動ごとの対応（レベル1）

- ◆各教科
長時間にわたりて密集・対面となる「グループワーク」「合唱」「調理実習」等は、可能な限り感染症対策を行って実施
- ◆部活動
可能な限り感染症対策を行って通常の活動を実施
- ◆学校給食
感染症対策・衛生管理を徹底して学校給食を提供
- ◆図書館
感染症対策を徹底、密集回避に配慮して貸出機能維持
- ◆登下校
登下校時に、必要に応じマスクの着用、3つの密を回避する工夫や指導を実施